

土 技 第 7 5 6 号
平成26年10月22日

関係各課（所）長 殿

土木建築部長
（公印省略）

「余裕期間を設定する工事実施要領」について（通知）

みだしのことについて、発注者の計画的な発注を促進するとともに、受注者の円滑な工事施工体制の整備を図るための、余裕期間を設定する工事の実施要領を別添のとおり策定したので、通知する。

なお、本通知は平成26年11月1日以降、予算執行伺いを決裁する工事において適用する。

【問い合わせ先】

技術管理課 技術管理班

喜久里、又吉

TEL：098-866-2374

E-mail：aa060119@pref.okinawa.lg.jp

余裕期間を設定する工事実施要領

1. 趣旨

この要領は、定められた実工期の前に余裕期間を設けることにより、受注者に建設資材、労働力確保等を計画的に準備するための時間的な余裕を与え、もって円滑な工事施工に資するよう、余裕期間を設定する工事の実施方法を定めたものである。

2. 用語の定義

次に掲げた用語は、それぞれに定めるところによる。

- 1)全体工期：余裕期間と実工期の合計で、始期と終期を明示した期間のこと。
- 2)実工期：実際に工事を施工するために必要な期間で、準備期間と後片付け期間を含む。

3. 対象工事

実施対象工事は、次の基準により選定するものとする。

- 1)余裕期間を設定しても、供用開始に影響を及ぼさない工事。
 - 2)年度内（翌債等が設定済みの場合は当該期間内）に標準工期を確保できる工事であり、余裕期間を設定したとしても、諸条件（設計変更による所要日数の増、工事中止による工期延長等）を考慮して繰越が生じない工事。
- ただし、余裕期間を設定したことにより、翌債等で承認された期日を超えるような工事や、実工期がみだりに短縮されるような工事は、対象外とする。
- なお、余裕期間は、あくまで発注者の判断により各工事毎に必要なに応じて設定するものであり、基準を満たす全ての工事に設定するものではない。

4. 工期の設定

- (1)発注者は発注しようとする工事のうち、3の基準により選定した工事について、3ヶ月を超えない範囲内で余裕期間を設定することができる。ただし、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は行なわないものとする。
- (2)発注者は、あらかじめ「余裕期間の日数」または「実工期の始期」を指定し、仕様書に記載することとする。

5. 契約関係の取扱いについて

- (1)契約書に記載する工期は、全体工期とする。
- (2)CORINS登録については、実工期期間にて技術者の従事期間の登録を行なうものとする。
- (3)余裕期間内は、現場代理人及び主任技術者等の配置は不要とする。

- (4) 契約書第3条に基づく工程表については、余裕期間を記入したものを提出させるものとする。
- (5) 着手関係書類（工程表、請負代金内訳書を除く）については、実工期の始期に提出させるものとする。
- (6) 受注者において余裕期間内に施工体制等及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員は協議を行い、速やかに工事着手させるとともに、着手関係書類を提出させるものとする。
- (7) 実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行なうこととし、その手続きは「沖縄県土木建築部建設工事設計変更要領(案)第11条(工期の変更)」を準用して行うものとする。ただし、変更契約については、変更後の工期末（債務負担行為に基づく建設工事にあつては各会計年度末および変更後の工期末）までに行なうことができるものとする。
- (8) 発注者は、契約書第35条第2項の規定にかかわらず、実工期の始期以降でなければ、受注者に対して前払金を支払うことはできない。
- (9) 契約保証の期間については、全体工期を満たすものとする（契約保証日が契約日と同じになるのは、通常の工事契約と同じ）。

6. その他

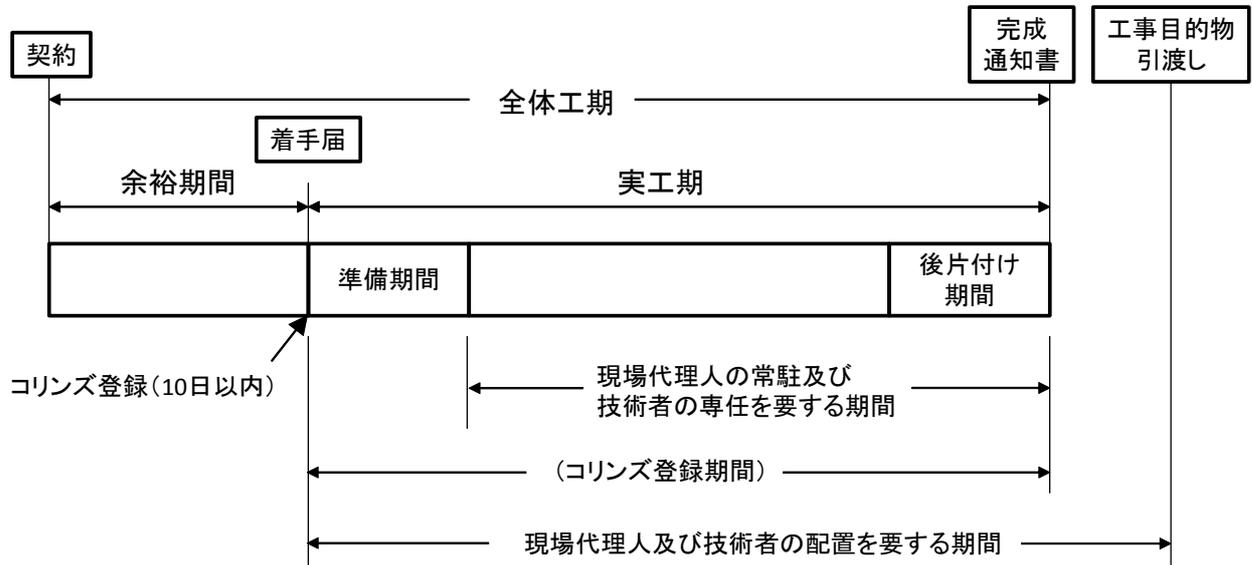
- (1) 契約締結の日から実工期開始日の前日までの現場管理は、発注者の責任において行なうこととし、受注者に資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行なわせてはならない。
- (2) 実施対象工事に係る入札の公告及び特記仕様書の記載事項については、別記によるものとする。

附 則

この要領は、平成26年11月1日から適用する。

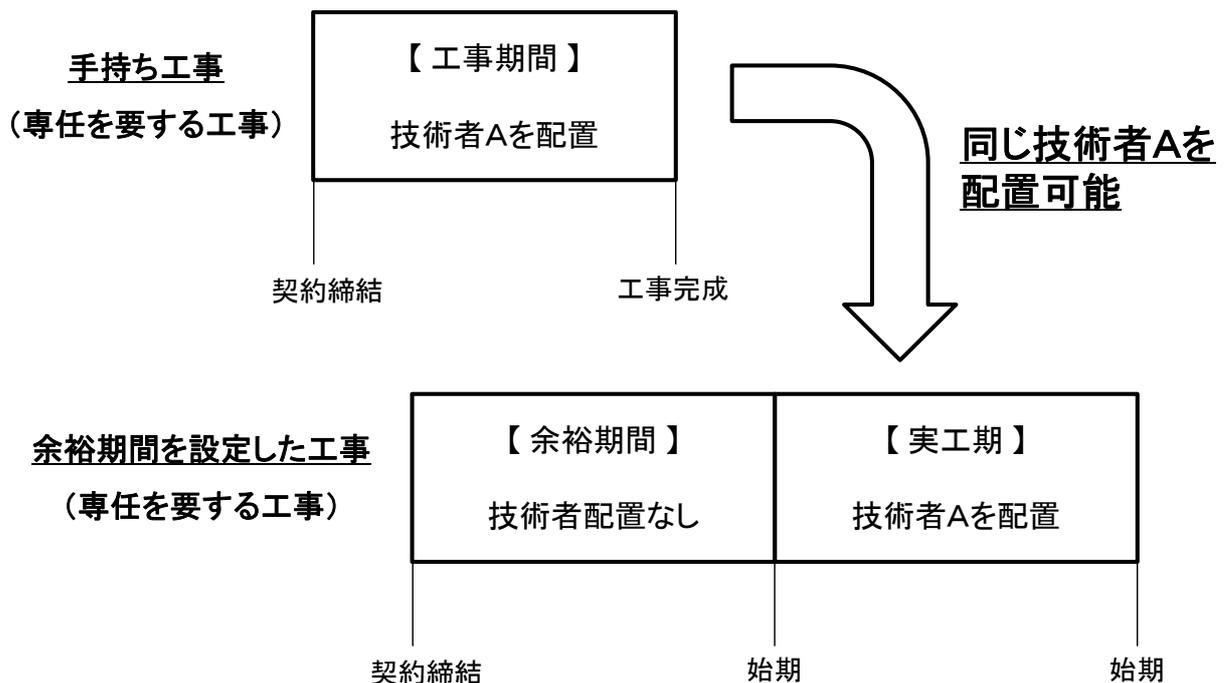
【参考】

○工期設定のイメージ



【前払いは着手届の提出後】

○手持ち工事と余裕期間を設定した工事の関係イメージ



別記

【入札公告等への記載事項（入札説明書も同様に記載のこと）】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札（以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

なお、本工事は余裕期間を設定して実施する工事である。

1 工事概要

(5) 工期 契約締結日の翌日から平成〇年〇月〇日まで

（実工期：平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで）または
（余裕期間：〇〇日間）

【※契約工期を終期指定した場合の記載例】

250日間 （うち余裕期間：〇〇日間）

【※契約工期を期間指定した場合の記載例】

2 入札参加資格

(13) 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者【※下請金額合計が3,000万円以上（建築一式工事の場合は4,500万円以上）想定される工事の場合は主任技術者を削除する】を当該工事に専任で配置できること。なお、本工事は余裕期間を設定しており、工事着手までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置の必要はなく、実工期の始期に配置できればよい。配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合も、実工期の始期に当該工事に配置できればよい。【※請負額が2,500万円以上（建築一式工事の場合は5,000万円以上）想定される工事の場合は工事着手日での専任配置を求める】

【特記仕様書等への記載事項】

第〇条 余裕期間

- 1 本工事は余裕期間として〇〇日間を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮していない。
- 2 CORINS登録については、実工期期間にて技術者の従事期間の登録を行なうこと。
- 3 余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置は、不要とする。
- 4 受注者は、契約書第3条に基づき提出する工程表は、余裕期間を記入したものとす。
- 5 受注者は、着手関係書類（工程表、請負代金内訳書を除く）について、実工期の始期に提出するものとす。

- 6 受注者は、余裕期間内においては資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行なってはならない。ただし、余裕期間内に施工体制等及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議を行い、速やかに工事着手するとともに、着手関係書類を提出するものとする。
- 7 実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行なう。
- 8 受注者は、契約書第35条第1項の規定にかかわらず、実工期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。